

令和6年第1回知北平和公園組合議会定例会は、令和6年（2024年）1月31日午後1時30分知北平和公園組合事務所議場に招集された。

1 出席議員（9人）

1番 加藤 菊 信	2番 磯 部 秋 廣
3番 石 丸 喜久雄	4番 鷹 羽 琴 美
5番 加 茂 康 治	6番 太 田 和 利
7番 鏡 味 昭 史	8番 大 川 晃
9番 間 瀬 宗 則	

2 欠席議員（なし）

3 開閉の日時

開会 令和6年（2024年）1月31日 午後1時30分

閉会 令和6年（2024年）1月31日 午後1時55分

4 説明のため会議に出席した者

管 理 者	花 田 勝 重	副 管 理 者	岡 村 秀 人
副 管 理 者	日 高 輝 夫	副 管 理 者	山 内 健 次
会 計 管 理 者	白 濱 久	所 長	水 野 泰 則

5 職務のために会議に出席した者

東海市環境経済部長	小笠原 尚 一	大府市市民協働部長	近 藤 真 一
東浦町生活経済部長	原 田 英 治	東海市環境経済部次長兼生活環境課長	河 田 明
大府市環境課長	富 澤 正 浩	東浦町環境課長	新 美 英 二
総務係長	神 野 歩	施設係長	竹 内 昌 史

## 6 議事日程

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告 1	例月出納検査結果報告 (令和5年(2023年)7月～11月分)	
4	報告 2	令和5年度(2023年度)定期監査結果報告	
5	議案 1	知北平和公園組合霊園条例の一部改正について	原案可決
6	議案 2	令和5年度知北平和公園組合一般会計補正予算(第1号)	原案可決
7	議案 3	令和5年度知北平和公園組合霊園事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
8	議案 4	令和6年度知北平和公園組合一般会計予算	原案可決
9	議案 5	令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計予算	原案可決

## 7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(1月31日 午後1時30分 開会)

## 8 議 事

議長（鷹羽 琴美）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は9人で、定足数に達しております。

よって、令和6年第1回知北平和公園組合議会定例会は成立しますので、開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、事前に配付しました日程表により進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

会議に先立ちまして管理者より挨拶をいただきます。

管理者（花田 勝重）

皆さん、こんにちは。

議長のお許しをいただきまして、開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第1回知北平和公園組合議会定例会をお願いいたしましたところ、皆様には何かと御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日御提案申し上げます案件は、報告2件、条例案等1件、予算案4件でございます。

何とぞよろしく御審議のうえ、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

議長（鷹羽 琴美）

議案等の説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、御報告します。

---

議長（鷹羽 琴美）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により、9番間瀬宗則議員及び1番加藤菊信議員を指名します。

---

議長（鷹羽 琴美）

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

---

議長（鷹羽 琴美）

日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（令和5年（2023年）7月～11月分）」及び日程第4、報告第2号「令和5年度（2023年度）定期監査結果報告」を一括議題とします。

本2件は、監査委員から当職宛てにそれぞれ報告書が提出されておりますので、その写しの配付をもって報告とさせていただきます。

以上で、日程第3、報告第1号「例月出納検査結果報告（令和5年（2023年）7月～11月分）」及び日程第4、報告第2号「令和5年度（2023年度）定期監査結果報告」を終わります。

---

議長（鷹羽 琴美）

日程第5、議案第1号「知北平和公園組合霊園条例の一部改正について」を議題とします。議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、議案第1号「知北平和公園組合霊園条例の一部改正」について、御説明申し上げます。資料を御覧ください。

提案理由といたしましては、霊園について、使用区画の決定方法や管理料の納付方法の変更等をするとともに、第4条本文に規定する者以外の者の永代使用料の追加をするため、改正するものでございます。

改正の内容につきましては、4ページの参考資料、新旧対照表により御説明申し上げます。第6条は、使用区画の決定方法の規定の削除で、使用区画を新規使用者自ら選ぶことができるようにするもの。第8条は、特例の追加で、使用者が亡くな

り墓地を承継した場合など、複数の墓地を所有せざるを得ない場合に対応できるようにするもの。第17条は、管理料の納付期日の変更及び前納の廃止で、管理料の口座振替の開始に伴い変更等をするもの。ページを跨ぎますが、第19条は、管理料の前納の廃止に伴い、関係する規定の削除等をするもの。別表は、第4条本文に規定する者、東海市・大府市・東浦町のいずれかに住所を有する者以外の者の永代使用料の追加で、4平方メートルの区画は72万円、3.2平方メートルの区画は57万6千円とするものでございます。6ページをお願いいたします。附則第1項は、施行期日に関する規定で、令和6年4月1日から施行するもの。附則第2項は、経過措置で、施行の日の前に前納した管理料の還付については、なお従前の例によることとするもの。附則第3項は、知北平和公園組合霊園管理基金条例の一部を改正するもので、第3条及び第7条は管理料の前納の廃止に伴い、関係する規定の削除等をするもの。附則第4項は、知北平和公園組合霊園管理基金条例の一部改正に伴う経過措置で、施行日の前に前納した管理料について、令和6年度から令和9年度までの間における、基金の処分の適用をなお従前の例によるものとするもの、に関するものでございます。

以上をもちまして、議案第1号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第1号「知北平和公園組合霊園条例の一部改正について」は、原案

のとおり可決されました。

---

議長（鷹羽 琴美）

日程第6、議案第2号「令和5年度知北平和公園組合一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、議案第2号「令和5年度知北平和公園組合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

今回補正いたします額は、歳入歳出それぞれ1,750万円を減額し、予算の総額を4億8,759万4千円とするものでございます。

補正の款項の金額は、2ページの歳入歳出予算補正のとおりでございます。

歳入歳出予算の補正前の額と補正額は、3ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括とおりでございます。

4、5ページを御覧ください。

歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項1目斎場事業負担金900万円の減額は、歳出の斎場事業費が同額減となったことによるもの。2目事務費負担金470万6千円の減額は、第5款の繰越金が、決算による額の確定に伴い同額増となったことによるもの。

次に、第4款繰入金のうち、説明欄の斎場建設工事充当分繰入金800万円の増額は、第7款の組合債の、斎場整備事業債の対象となる工事の範囲を精査し800万円減となったことに伴い同額増になったことによるもの。また、同じく説明欄の斎場建設監理委託料充当分繰入金850万円の減額は、歳出の斎場建設事業費が同額減となったことによるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

6、7ページを御覧ください。

歳出でございますが、第3款事業費、第1項1目斎場事業費の10節需用費900万円の減額は、知北斎場で使用する電気とガスの単価が下がったことに伴う光熱水費の減によるもの。2目斎場建設事業費の12節委託料850万円の減額は、令

和5年4月から配属された建築技術職員2名が斎場建設の監理を直接行うこととし、委託を中止したことに伴う、斎場建設監理委託料の皆減によるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

以上をもちまして、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第2号「令和5年度知北平和公園組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

---

議長（鷹羽 琴美）

日程第7、議案第3号「令和5年度知北平和公園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、議案第3号「令和5年度知北平和公園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

今回補正いたします額は、歳入歳出それぞれ1,428万円を減額し、予算の総額を1億2,455万4千円とするものでございます。補正の款項の金額は、2ページの歳入歳出予算補正のとおりでございます。歳入歳出予算の補正前の額と補正額は、3ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括とおりでございます。

4、5ページを御覧ください。

歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項1目1節負担金395万9千円の減額は、第5款の繰越金が、決算による額の確定に伴い同額増となったことによるもの。第2款使用料及び手数料、第1項1目1節永代使用料1,428万円の減額は、区画墓地使用者募集において、4.0平方メートルの墓地7区画、3.2平方メートルの墓地21区画の、合計28区画分が減となったことによるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

同じページの一番下表を御覧ください。歳出でございますが、第1款事業費、第1項1目霊園管理費の24節積立金1,428万円の減額は、歳入の永代使用料が同額減となったことに伴う、霊園管理基金への積立金の減によるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

以上をもちまして、議案第3号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。



確認しました。挙手全員です。

よって、議案第3号「令和5年度知北平和公園組合霊園事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

---

議長（鷹羽 琴美）

日程第8、議案第4号「令和6年度知北平和公園組合一般会計予算」を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、議案第4号「令和6年度知北平和公園組合一般会計予算」について、御説明申し上げます。

予算書の5ページを御覧ください。

本年度の予算総額は、22億4,944万3千円で、前年度予算額に対し17億4,434万9千円の増、率にして345.3%の増でございます。予算の款項の金額は、6、7ページの第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

8ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為は、火葬等業務委託料はじめ2件で、複数年契約の実施等のため設定するものでございます。第3表地方債は、斎場整備事業を対象に、15億4,500万円の借り入れを予定したものでございます。歳入歳出予算の前年度との比較は、10、11ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括とおりでございます。

12、13ページを御覧ください。

歳入の主な項目でございますが、1款分担金及び負担金、第1項1目斎場事業負担金は、449万4千円減の8,370万円の計上で、説明欄の各市町の負担金は人口割で算出いたしております。2目事務費負担金は、3万4千円増の3,588万8千円の計上で、説明欄の各市町の負担金は均等割20%、人口割80%で算出いたしております。第2款使用料及び手数料、第1項1目斎場使用料は、200万円減の1,400万円の計上で、これは現斎場の告別室の貸し出しを停止することによるもの。第4款繰入金、第1項1目新斎場建設基金繰入金は、4億4,056万円増の5億6,123万円の計上で、これは斎場建設工事の財源として繰り入れ

るもの。第6款諸収入、第2項1目雑入は、806万円増の809万7千円の計上で、これは資源物を含む残骨灰を分別処理した後に資源物を売却した収入を新規計上したことによるもの。第7款組合債、第1項1目組合債は、斎場建設工事に伴う斎場整備事業債15億4,500万円を計上するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

14、15ページを御覧ください。

歳出の主な項目でございますが、第1款議会費、第1項1目議会費は、20万3千円増の58万5千円で、これは令和6年度に議会の視察費用を計上したため。第2款総務費、第1項1目一般管理費は、16万2千円減の3,521万6千円で、これは所長と総務係2名分の人件費や、組合を運営する費用を計上するものでございます。

16、17ページを御覧ください。

第3款事業費、第1項1目斎場事業費は、692万9千円減の9,723万3千円で、これは斎場を運営する費用のうち光熱水費の減によるものでございます。

18、19ページを御覧ください。

第3款の続きで、2目斎場建設事業費は、17億4,725万円増の21億1,127万3千円で、これは斎場建設工事費や斎場備品購入費等を計上するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

また、説明は省略させていただきますが、20から24ページに給与費明細書、26、27ページに債務負担行為に関する調書、28ページに地方債に関する調書、また、これとは別冊で令和6年度 予算に関する資料もあわせて、参考にしていただきたいと存じます。

以上をもちまして、議案第4号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

8番（大川 晃）

12、13ページの歳入で、今回新たに残骨灰という形で資源物売却金506万円を計上されております。これについて、今後どのような形で収入になっていくのか、どのような推移で見込んでいるか教えていただきたい。

議長（鷹羽 琴美）

お答え願います。

所長（水野 泰則）

資源物売却金ということで、残骨灰の中に、例えば金属類であったりとか、金属類の中に合金が含まれておりまして、精製すると価値があるものになるというところがございます。それを今まで委託という形で処理をしていたのですが、価値がある資源物を歳入に入れ、最終的には利用者のサービスに還元していきたいと考えているところがございます。以上でございます。

議長（鷹羽 琴美）

よろしいですか。

8番（大川 晃）

はい。

議長（鷹羽 琴美）

他にございませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第4号「令和6年度知北平和公園組合一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

---

議長（鷹羽 琴美）

日程第9、議案第5号「令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計予算」を議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者より説明をお願いします。

所長（水野 泰則）

ただいま上程されました、議案第5号「令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計予算」について、御説明申し上げます。

予算書の31ページを御覧ください。

令和6年度の予算総額は、1億4,235万3千円で、前年度予算額に対し351万9千円の増、率にして2.5%の増でございます。予算の款項の金額は、32、33ページの第1表、歳入歳出予算のとおりでございます。

34ページを御覧ください。

第2表債務負担行為の合葬墓地設計委託料は、複数年契約の実施等のため設定するものでございます。歳入歳出予算の前年度との比較は、36、37ページの歳入歳出予算事項別明細書の総括とおりでございます。

38、39ページを御覧ください。

歳入の主な項目でございますが、第1款分担金及び負担金、第1項1目霊園事業負担金は、140万1千円増の4,488万9千円の計上で、説明欄の各市町の負担金は人口割で算出したしております。第2款使用料及び手数料、第1項2目維持管理料は、1,187万8千円減の774万8千円の計上で、これは管理料の5年間前納制度の廃止によるもの。第4款繰入金、第1項1目霊園管理基金繰入金は、1,341万9千円増の5,377万8千円の計上で、これは墓地整備工事や合葬式墓地整備事業費等の財源として繰り入れるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

42、43ページを御覧ください。

歳出の主な項目でございますが、第1款事業費、第1項1目霊園管理費は、351万9千円増の1億4,135万3千円で、これは施設係4名分の人件費や、霊園を運営する費用を計上するものでございます。このうち、12節委託料の説明欄の一番下の合葬墓地設計・工事監理委託料234万円は、令和6年度から令和7年度までにかけて行う合葬墓地の設計費用のうち令和6年度分を計上するものでございます。また、14節工事請負費3,180万円は、公園の休憩所のトイレの洋式

化や霊園の園路の舗装の更新を行うために計上するものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

また、説明は省略させていただきますが、46から49ページに給与費明細書、50、51ページに債務負担行為に関する調書、及び、先程と同様に別冊の令和6年度予算に関する資料もあわせて、参考にしていただきたいと思います。

以上をもちまして、議案第5号の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（鷹羽 琴美）

ただいまより質疑を行います。

なお、質疑のある方は、その関連ページをお示してください。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

ないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

確認しました。挙手全員です。

よって、議案第5号「令和6年度知北平和公園組合霊園事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

---

議長（鷹羽 琴美）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

ここで、管理者から挨拶をいただきます。

管理者（花田 勝重）

議長のお許しをいただきまして、令和6年第1回知北平和公園組合議会定例会の閉会にあたり、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

本日御提案申し上げました案件につきましては、慎重に御審議、御決定を賜りま

したことに厚く御礼を申し上げます。

今後とも、一層の御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

議長（鷹羽 琴美）

これをもちまして、令和6年第1回知北平和公園組合議会定例会を閉会いたします。

終始、御協力賜りありがとうございました。

（1月31日 午後1時55分 閉会）

この会議録は、書記の校閲したものと内容の相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

知北平和公園組合議会

議長 鷹羽 琴美

---

9番議員 間瀬 宗則

---

1番議員 加藤 菊信

---